

主 文

監督署長が、平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子である（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月に会社に営業職として採用され、A事業所において業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅において脳内出血により倒れているのを発見された。

被災者は、被災者に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の疾病は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額〇円に应ずる休業補償給付を支給する旨の処分をした。

被災者は、この処分を不服として、平成〇年〇月〇日に審査官に審査請求をした。その後、被災者が死亡したため、平成〇年〇月〇日、請求人が本件請求事件の手続を承継したところ、審査請求が受理された日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないことから、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に定める「給付基礎日額」については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の「平均賃金」に相当する額とされている。そして、同条第1項において、平均賃金は、原則として、事由発生日以前3か月に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除して算定することとされており、この場合の「支払われた賃金」とは、現実に既に支払われている賃金だけではなく、実際に支払われていないものであっても、事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきものと思料する。

(2) 請求代理人は、被災者の給付基礎日額について、要旨、会社の施錠管理記録から、被災者の退社時刻をCと同一時刻として計算した残業時間により評定されるべきであると主張している。

しかしながら、施錠管理記録からは、施錠者Cの記録もみられるものの、施錠者がC以外の記録が多数みられる中で、被災者がパソコンのオフ後、常にCのみと一緒に会社に残り、施錠時刻まで業務を行っていたという主張については、これを認めるべき客観的な資料が確認できず、当審査会として、日常的に請求代理人のCと共に帰宅していたとの主張を採用することはできない。

(3) ところで、監督署長は、被災者の本件疾病の業務上外を判断するために、厚生労働省労働基準局長が定めた「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）」に基づき、被災者の発症前3か月間の時間外労働時間数について、①営業日報、パソコンのオンオフ時刻、施錠管理記録、②就業実績等により、次のとおり推計している。

- ・ 発症1か月前（○年○月○日から 同年○月○日まで）  
時間外労働時間数 116時間40分
- ・ 発症2か月前（○年○月○日から 同年○月○日まで）  
時間外労働時間数 61時間35分
- ・ 発症3か月前（○年○月○日から 同年○月○日まで）  
時間外労働時間数 29時間18分

(4) これら発症前3か月間の時間外労働時間数は、監督署長が被災者にかかる業務の過重性を評価するために、会社関係者の申述に添って、被災者のタイムカードの退出時刻より遅いと判断されるパソコンのオフ時刻を退勤時刻として採用し、認定したものである。上記時間外労働時間数は、会社が残業手当の根拠として採用した時間外労働時間数と異なるものであるが当審査会としては妥当なものと判断する。

監督署長は、業務の過重性を評価するに当たり、上記の判断により被災者に会社が把握する以上の時間外労働があったことを認定し、被災者に発症した疾病は業務上の事由によるものと判断するものの、給付基礎日額の算定においては、会社が支払っている残業手当のみを算入していることには、判断の誤りがあると言わざるを得ない。

したがって、本件においては、労働基準法第37条による時間外労働に対する割増賃金が算入されていないことは明らかであり、これを加算すると、本件で被災者の給付基礎日額は、監督署長が算出した給付基礎日額○円を上回ることは明らかである。

なお、当審査会としては、監督署長は、業務上外の判断で認定した被災者の時間外労働時間数が妥当でないとする理由がある場合は、なお調査を尽くし、妥当な給付基礎日額を算定すべきものと思料するところ、これを行わず監督署長が算出した給付基礎日額は、この意味においても、妥当とは言えないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が被災者に対してした給付基礎日額を○円であるとして算出した額による休業償給付を支給するとした処分は失当であり、取り消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。